

東京都子供・若者支援協議会
代表者会議

令和2年1月15日（水）

都庁第一本庁舎北塔 42 階

特別会議室 A

午後 2 時 00 分開会

○濱村若年支援課長 それでは、ただいまから東京都子供・若者支援協議会代表者会議を開催させていただきますと存じます。

本日は、皆様お忙しいところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。私、今回の進行を務めます東京都都民安全推進本部総合推進部若年支援課長の濱村と申します。どうぞよろしく願いいたします。以降、着座にて進行をさせていただきます。

まず、会議の公開についてですけれども、この会議は都の附属機関となっており、本日の会議は原則公開とさせていただきます。議事録についても同様の扱いとなります。なお、議事録につきましては、本会議終了後、委員の皆様にご確認いただいた後、公開をさせていただきます。

次に、本日の資料でございますが、資料名は別紙の配布資料一覧にまとめさせていただいております。恐れ入りますが、その都度不足等がございましたら、事務局のほうへお申し出いただければと存じます。

それでは、初めに当協議会の会長でございます東京都都民安全推進本部、小菅若年支援担当部長よりご挨拶を申し上げます。

○小菅若年支援担当部長（会長） ただいま紹介のありました東京都都民安全推進本部若年支援担当部長の小菅でございます。どうぞよろしく願いいたします。

皆様方には、日ごろより東京都の青少年行政の推進にご理解、ご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。また、本日は年初でご多用のところだったと思うんですけれども、協議会にご出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、東京都子供・若者支援協議会は、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者に対する支援、こういったことを効果的円滑に実施することを目的としております。設置以来、各機関の皆様と子供や若者の支援に係ります取組や課題等につきまして、情報共有や意見交換を行いながら連携強化を図ってきたところでございます。

一方で、ご案内のとおり、今日、子供・若者を取り巻く環境というのは、同世代人口の減少ですとか家族構成の多様化、情報通信環境の急激な変化、国際化の進展などによりまして、目まぐるしく変化しております。社会的自立に困難を有する若者等の持つ背景は、これまで以上に複雑化、複合化していると言われていたところでございます。

こうした難しい状況の中、皆様におかれましては、それぞれのお立場から子供・若者の支

援に取り組んでいただいております。重ねて感謝申し上げます。また、こうした状況だからこそ皆様方との一層の連携が必要となってくると考えておりますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、当本部におきましては、現在、平成 27 年度に策定いたしました東京都子供・若者計画の改定に向けまして、東京都青少年問題協議会を立ち上げ審議しているところでございます。本日は、改定に向けた動きですとか本計画の進捗状況等を報告させていただきますので、皆様から忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

また、国分寺市さんの若者支援地域ネットワーク会議の取組ですとか、東京都子供への虐待の防止等に関する条例に係る取組などにつきましても、それぞれご報告いただく予定でございます。

このような情報共有や意見交換の場を通じまして、相互理解を一層深めまして、支援にかかわる皆様がスクラムを組むような密接な連携を行うことにより、子供・若者施策の一層の推進を図ってまいりたいと存じます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○濱村若年支援課長 本日の出席者でございますが、資料 1 の出席者名簿のとおりでございます。ご紹介でございますけれども、この名簿、座席表の配付をもちましてかえさせていただきますと存じます。

それでは、ここからの進行は会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小菅若年支援担当部長（会長） それでは、本日の議題でございますが、次第をご覧いただいて、まず次第 3 からということでございます。

平成 27 年度に策定いたしました「東京都子供・若者計画」の改定に向けてということで、事務局から現計画の進捗状況などにつきまして報告させていただきました上で、それぞれのお立場からぜひ率直なご意見、あるいは課題等について、ご発言をいただければと存じます。

それでは、次第 3 の（1）計画の進捗状況の報告について、事務局より説明させていただきます。

○濱村若年支援課長 それでは、まず資料 3、横長のものがございますが、東京都子供・若者計画の改定に向けてということで、改定に関する動向等を報告させていただきます。

現行の東京都子供・若者計画でございますが、今年度が計画の最終年度でございます。現在、東京都青少年問題協議会、具体的には若者支援部会を設置いたしまして、そちらにおい

て計画改定に向けての検討を行っているという状況になってございます。

改定に当たりましては、資料にございますとおり、大綱ですとかあるいは関連計画等を勘案をして策定する必要がございます。具体的には、丸の一つ目でございます国の子供・若者育成支援推進大綱、それから下の表にまとめてございます東京都教育ビジョンですとか、東京都子供・子育て支援総合計画ですとか庁内の関連計画との整合性を図る必要がございます、こうした点も踏まえつつ現在検討を進めているところでございます。

恐れ入ります。資料4をご覧いただきたいと存じます。現行の東京都子供・若者計画の概要でございます。

右側の第2章のところになります、現行計画は、全ての子供・若者が青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援すること、これを理念としまして、その下に記載がございます三つの基本方針、それから三つの施策推進の視点を掲げているところでございます。

次ページをご覧いただきたいと存じます。第3章ということで、子供・若者支援施策の具体的な展開を書いてございます。先ほど若干ご説明申し上げました三つの基本方針ごとにそれぞれ施策を取りまとめているところでございます。それぞれの具体的な事業の進捗状況につきましては後ほどご報告申し上げます。

次ページをご覧いただきたいと存じます。第4章では、推進体制等の整備という記載がございます。

1の都の役割といたしまして、本協議会、東京都子供・若者支援協議会等の運営などを通じて、子供・若者施策の推進を図ってきているところでございます。

また、2の区市町村の役割というものがございます。下の丸になりますけれども、子供・若者計画の策定ですとか、子供・若者支援ネットワークの設置という記載がございます。直近の内閣府の子供・若者白書によりますと、都内の動向ですが、14自治体において計画が策定されており、8自治体において子供・若者支援地域協議会が設置されているという状況でございます。また、4自治体において子供・若者総合相談センターが設置されていると、このような状況になってございます。

恐れ入ります。資料5と資料6をご覧いただきたいと存じます。計画の進捗状況についてご報告申し上げます。

資料5でございますが、ご覧いただきますと、全体で32ページでございます。先ほど申し上げ

げました第3章の具体的な内容といえますか、本文についての記載と、それからそれぞれに策定以降の主な取組ということで取りまとめているものでございます。

また、資料6、横長のものですが、こちらは計画掲載事業ごとに計画掲載の取組内容と、昨年7月現在の状況について取りまとめたものでございます。

いずれも、所管部署から報告いただいたものでございますが、本日は全体を通じまして報告をさせていただきたいと存じます。それぞれの事業につきましてご確認をいただければと存じます。この計画掲載事業ですけれども、約400ございます。ポイントを簡潔に説明させていただきながら報告させていただきたいと存じます。

なお、先ほど若干ご説明申し上げました資料4の2ページには、基本方針ごとの施策の体系を示してございますので、あわせてご覧いただきながら、資料6でご確認いただければと存じます。

まず、資料6の1ページでございます。1として、社会的自立に向けた「基礎」の形成の(1)基本的生活習慣の形成でございます。1番から次の2ページの6番までの記載のとおり取組が進められております。

また、(2)確かな学力の育成の①基礎学力の保証等でございますが、No.8でございます。学力の定着のところで、新たに学力向上データベースの構築がなされております。また、通信制高校におけるサポート体制の充実などの取組が実施されているところでございます。

その下でございます。②の高校教育の充実でございます。3ページから4ページにわたって記載がございます。記載のとおり取組を実施してございます。

また、(3)豊かな人間性の育成でございます。

①人間関係力の育成としまして、5ページまでの記載のとおり取組。

また、②規範意識、社会性の育成では、5ページをおめぐりいただきまして6ページに入りますが、No.30でございます。東京都独自の新教科「人間と社会」の実施等の取組が進められているところでございます。

その下でございます。(4)健やかな心と体をつくるでございます。

7ページになりますけれども、No.37では、「総合的な子供の基礎体力向上方策(第3次推進計画)」ということで、アクティブプラン to 2020が定められておりまして、これに基づく取組が実施されているところでございます。

また、8ページになりますけれども、No.40になります。スポーツを通じた心身の健全

育成ということで、オリ・パラ教育ですけれども、東京都オリンピック・パラリンピック教育実施方針を策定しまして、これに基づく取組が実施されているというところでございます。

その下でございます。2、社会形成、社会参加できる力の育成の（1）時代の変化に対応できる力の育成の①グローバル人材の育成でございますが、8ページから次の9ページ、10ページまでに記載の取組が進んでいるところでございます。10ページになりますが、No. 51です。東京都英語村、東京グローバルゲートウェイが開設されているところでございます。

その下、10ページの下段からは、②としまして科学技術を担う人材育成の取組の記載がございます。11ページの上段では、理数教育支援推進事業など取り組まれているところがございます。

11ページの下段になります。③情報教育等の推進、ICT（情報通信技術）活用能力でございますが、No. 63では、このたび改定されました「SNS東京ルール」に基づきまして、情報モラル教育が推進されているところがございます。また、12ページ上段にも取組の記載がございます。

12ページ中段でございます。（2）社会貢献の精神の育成として、13ページからは（3）健康・安全に生活できる力を養うですが、これらの取組が推進されているところがございます。

14ページの下段になりますけれども、No. 79、安全教育・防災教育のパートですが、「防災ノート～災害と安全～」が作成されまして、これを活用した防災教育が推進されているところがございます。

その下、（4）子供・若者の自立や社会貢献、社会参加の意欲を育む多様な交流機会の確保でございますが、15ページの上段になります。No. 81では、新・放課後子ども総合プランによる取組の推進など、16ページ上段まで記載のございます取組が推進されているところがございます。

16ページの上段です。3の社会的・職業的自立を支援のパートでございます。

（1）就業能力・意欲の習得の促進ですが、記載のとおり取組状況となっております。

（2）の職業教育、職業訓練の充実でございますけれども、16ページ下段から17ページ、そして18ページにわたって記載させていただいております。18ページのNo. 103になりますが、若年者に対する職業訓練の充実では、対象年齢を25歳未満から30歳未満に引き上げて取組が進められております。

その下の（３）様々な就業支援でございます。18 ページから 19 ページにかけて記載されておりますが、19 ページの中段でございます。新たに就農支援が実施されております。

その下（４）社会生活において必要な知識の付与の取組としまして、19 ページから 20 ページ中段までに記載の取組が実施されております。

その下 4、学びの機会の確保でございます。（１）就園・就学支援では、20 ページ、21 ページ、22 ページの上段までの取組が実施されております。

また、22 ページの（２）様々な学習支援といたしまして、22 ページの中段から 23 ページ上段までの取組が実施されているところでございます。

ここまでの基本方針Ⅰの具体的な取組の状況でございます。

次からは、基本方針Ⅱ、社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援でございます。

1－（１）いじめでございますが、23 ページの No. 133、「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」でございますけれども、教育相談一般といじめ相談ホットラインの電話番号が統一されまして、フリーダイヤル化されているところでございます。

また、No. 135 でございます。都立学校「自立支援チーム」派遣事等が実施されております。取組が充実しているところでございます。

次の 24 ページでございますが、No. 136、137、138 に該当しますが、「いじめ総合対策【第 2 次】」に基づく取組が実施されております。

25 ページも同様の取組でございます。

26 ページ中段になります。不登校・中途退学の対策でございます。

27 ページの No. 145 でございますが、先ほど申し上げました「自立支援チーム」派遣事業に加えまして、NPO 等と連携した支援を実施するなど、28 ページの中段までございますが、取組が実施されております。

また（３）障害のある子供・若者への支援では、保育所等訪問支援の促進の取組など、29 ページ上段までの取組が実施されております。

また、特別支援教育の充実といたしまして、特別支援教育推進計画（第 2 期）・第 1 次実施計画が策定されております。29 ページ、30 ページまで取組が実施されております。

また、30 ページ中段の発達障害等のある子供・若者への支援でございますが、No. 164 にございますとおり、発達障害教育推進計画を策定いたしまして、31 ページ中段まで記載を

してございます取組が実施されております。

以降、31 ページには職業教育の充実、それから 32 ページでは一般就労に向けた支援の充実・強化、雇用の場と機会の提供、また多様な職業訓練・職場実習の機会の提供、33 ページには雇用促進に向けた企業への支援策や福祉施設における就労支援の充実・強化としまして、34 ページまで記載がございました取組が実施されております。

(4) 若年無業者(ニート)、非正規雇用対策の取組としましては、34 ページ下段から 35 ページ、36 ページの上段までの取組が実施されております。

36 ページになりますが、(5) ひきこもり対策でございます。No. 198 でございますが、ひきこもり相談事業におきまして、35 歳以上の方への訪問相談の開始など、37 ページまで記載がございました取組を実施されております。

37 ページの下段になりますが、(6) 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援の取組でございます。具体的には、38 ページ、少年非行防止ですとか、「万引き」防止対策、それから違法薬物の対策強化ということで、39 ページの上段でございます。No. 213 では、薬物乱用のない社会づくりということで、「東京都薬物乱用対策推進計画」が改定されまして、それに基づく取組がなされております。

その下でございます。No. 214 ですが、非行少年立ち直りワンストップセンター・ぴあすぽ、従来の若ナビを統合いたしまして、「若ナビα」の運営を実施しております。

以降、39 ページ、それから 40 ページでは、非行少年の立ち直りを支援する社会づくり、それから鑑別所さんの取組、少年院さんの取組、更生保護の取組、記載のとおり状況でございます。

(7) ひとり親家庭に育つ子供への支援でございます。相談体制整備、それから 42 ページから 43 ページにかけては就業支援の取組、それから子育て支援・生活の場の整備としまして、43 ページ以降、44 ページ、それから 45 ページまでの取組、それから経済的支援としては、45 ページの下段から 46 ページの上段までに記載の取組が実施されているところでございます。

(8) 自殺対策でございます。記載のとおり取組が実施されております。

(9) 特に配慮が必要な子供・若者への支援の、①外国人等への支援でございますが、具体的には、47 ページに記載のございました取組が実施されております。

また、②難病等でございますけれども、こちらについては、具体的取組は 48 ページに記載

がございます。

また、③の性同一性障害等でございますけれども、49 ページの上段でございますように、性自認及び性的指向に関する専門電話相談窓口が設けられ、この相談が実施されているところでございます。

2の被害防止と保護の(1)児童虐待防止対策でございます。児童虐待防止対策につきましては、後ほどご説明をいただけることになってございますが、49 ページから 50 ページにかけて記載をさせていただいております。こちらの取組を進めさせていただいているところでございます。

(2)社会的養護体制の充実でございますけれども、50 ページには家庭的養護の充実、それから施設養護の機能強化としまして 51 ページに掲げる取組、それから自立支援については、51 ページの下段から 52 ページにかけて記載がございます。また、子供の権利擁護については、ここに記載のとおり取組が実施されております。

(3)子供・若者の福祉を害する犯罪対策等でございます。

①の児童ポルノ対策、また 53 ページからは②で犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への支援について、53 ページ、54 ページ、55 ページの上段まで、それぞれ取組について記載をさせていただいております。

ここまでの基本方針Ⅱに關します具体的事業の取組状況でございます。

55 ページの中段からは、基本方針Ⅲ、子供・若者の育成環境の整備に係る掲載事業の現在の状況を記載してございます。

1番の家庭の養育力・教育力の向上ですけれども、(1)子育て支援の充実の妊娠・出産・子育てに関する支援の充実としまして、55 ページから、おめくりいただきまして 56 ページ、57 ページにかけまして、それぞれ記載の取組が実施されております。

また、相談体制等といたしまして、57 ページの下段から 58 ページに、また周産期・小児救急医療体制整備の推進、子育てにやさしい環境の整備では、58 ページから 59 ページにかけまして取組を記載させていただいております。

(2)家庭教育への支援では、就学前教育の充実については、60 ページから 61 ページ上段にかけましての取組を、また、地域における家庭教育支援活動の促進、それから、その下、家庭と学校の連携に關しまして、記載の取組が進められているところでございます。

また 2、家庭・地域と一体となった学校の活性化の(1)開かれた学校づくりでは、61 ペ

ページ、それから 62 ページにかけての取組が、また（２）放課後の居場づくりとして、62 ページに記載の取組が実施されております。（３）地域における多様な活動の場の提供としまして、62 ページから 63 ページにかけての取組が実施されております。

3 番の子供・若者の育成環境の整備でございます。

（１）地域における子供の安全対策としまして、学校の防犯対策と通学路の安全対策については 63 ページに、地域の防犯活動については 64 ページに、交通安全教育については 65 ページに記載の取組を実施いたしております。

64 ページでは、地域の防犯活動といたしまして、新たな取組についても実施しているところでございます。

65 ページでございます。（２）社会環境の健全化の推進ですけれども、65 ページではインターネット利用環境の整備、また、66 ページにかけまして環境浄化活動の推進等に関する取組状況を記載してございます。

最後になりますけれども、（３）地域で推進する「こころの東京革命」でございますが、平成 30 年度から事業を見直してございまして、現在は 67 ページ、それから 68 ページに記載の取組を実施している状況でございます。

進捗状況の報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○小菅若年支援担当部長（会長） それでは、事務局より報告がございましたので、次第 3 の（２）支援機関からの意見、こちらのほうに移らせていただきたいと思います。

本計画につきまして、委員の方々よりご意見を伺えればと存じます。

まず、当本部の事業でございます東京都若者総合相談センター・若ナビαの受託者、やまて福祉会の小田理事、いかがでございましょうか。

○東京都若者総合相談センター 社会福祉法人やまて福祉会小田理事 私はやまて福祉会の小田と申します。

お手元のクリアファイルの中にごございます三つ折りのリーフレット、こちらでクリーム色の東京都若者総合相談センター若ナビαを受託させていただいております。日ごろは、こちらの支援、ご協力をいただきまして、感謝申し上げます。

私たちが受託運営している若ナビαで、相談から見てとれる相談の傾向や今の若者の状況を簡単にお伝えさせていただいて、あわせて子供・若者計画へ期待することを一言申し上げたいと思います。

まず、若ナビαの若者の相談傾向につきましてですが、こちらは、平成30年度の若ナビαの相談では、仕事のこと、家族、対人関係といった相談内容別では、ご自身のことについての相談が全体で8,067件のうち47.2%でした。そのうち、心的状態とか不安、孤独を訴える内容でほぼ構成されております。

こうした若者の話を聞くと、他者の言葉とか態度を非常にネガティブに捉えて、それは自分のせいだと不安を重ねていく傾向があり、非常に繊細な印象を受けております。こうした若者たちが社会にどのように適応していいのか常に悩んでいるように感じられております。

こうしたことを受けて、こちら子供・若者計画に期待することとして二つ申し上げたいと思います。

一つ目は、若者のSOSとか、こうした頼りたい気持ちを取りこぼさないようにする計画であってほしいということです。

若者を対象とする支援窓口がたくさんできました。しかし、自身の困りごとについて、ポイントを絞って的確に伝えて相談できる若者は少ないというか、いないのではないかなと思っております。本人から出てくる言葉や態度と、本当に困っていることが違うこともよくあることであります。相談の窓口には福祉や心理とか法律家などの専門職が待機していても、本人にとっては非常にハードルが高い場所ではございません。

そこで、本人の不確実な言葉とか不安定な気持ちを心置きなく吐き出させて、それを一旦受けとめて、本人が安心したところで、整理をして先の相談に進めるような場所が必要ではないかというふうに思っております。

若者にとって、家庭や学校、職場、それ以外に居てもいいんだというような場所があることが、これが自己肯定感とか生活への充実感につながるように考えております。いつでも気軽に話せる人とか信頼できる大人と出会える場所とか、そういった機会が多くあればいいなというふうに思っております。

それは、つまり相談前の相談が気軽にできること、そんなところですね。そしてその先につながるような体系を地域の中で組み立てられたらいいのではないかなと。それにあと家族の支援も大切だと思っております。私たちが受託している若ナビαも当然そのような役割があると思っております。

二つ目でございますが、支援機関同士の連携と行政機関の庁内連携がスムーズになるような計画になってほしいなと思っております。

子供・若者計画の進捗については、各機関や部門ごとに事業が具体的に進められているような印象を受けております。一方で、まだ進学や就職、退学とか退職のタイミングでつまづいてしまった若者が、孤立して支援を受けられないままで長期化してしまうケースも多く存在するというふうに考えております。みずから援助希求できない若者やその家族と、一旦かわった支援者側が、支援対象期間が来たところで一旦終わらせないで、何とか次につながるという試みも見受けられることもあるんですけども、実際には個人情報関係とかでそういった支援の継続が難しいと判断されるということも多いように感じております。

また、若ナビで対応した方で、地域の支援におつなぎした方がいらっしゃいました。支援機関の方々と支援会議を開いて、若ナビでも一定期間フォローしていたんですけども、しばらくたってから保健師の方から、その本人の父親がとても心配しているという連絡が若ナビに入りました。よくよく聞いてみると、本人の支援が途絶えそうな状況になっておりました。支援機関が複数かかっている中で、中心となるところと本人の関係性が薄まってきたことによってそういうような状況が起こってしまったものであります。

支援機関の連携がとても大事とはよく言われることではあるんですけども、どうしても連携していく中で穴が生じてしまうことは、やっぱりどうしてもあるのかなというふうに感じております。具体的に言うと、非行少年の若者とかは特に丁寧にフォローしていかないと崩れてしまいます。そのような中で、地域の支援機関も一体どうしたらいいのかなと、よくわからないようなところに陥ってしまうことも多々あるとは考えております。

今、子供・若者支援地域協議会が設置されておりますが、例えば若ナビαでもアフターフォロー等を通じて、地域の支援のネットワークづくりに寄与させていただけたらなというふうにも考えております。あわせて、若ナビαでは、各支援機関からも連絡や相談を受けることを、これからも積極的に行いたいというふうに考えております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○小菅若年支援担当部長（会長） ありがとうございます。

若者のSOSを取りこぼさない体制、さらに地域における連携体制の構築、こういったことの重要性を意識してのご意見を頂戴いたしました。先ほど理事のほうからもお話がございましたけれども、若ナビαのほうでは、総合相談窓口といたしまして、相談者を支援機関さんへリファーさせていただいたり、アドバイスをさせていただいたり、そういった機会を通じまして相互の連携構築、これに努めていただいていると、またそうした機会を通じまして、

地域における支援機関の連携ですとか支援の充実に寄与していけるよう進めていただいていますので、引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

ほかに、ご意見等はございますでしょうか。

それでは、挙手をいただきました東京都発達障害者支援センター、山崎センター長、お願いいたします。

○東京都発達障害者支援センター 山崎センター長 東京都発達障害者支援センターでセンター長をしております山崎と申します。よろしくお願いたします。

きょう資料はないんですけれども、私どものセンターの業務は、大きく3本の柱がございまして、一番目として相談です。やはり、本人、さらにご家族からで、年間で実のところで約3,000ケースほどあります。相談の特徴として、かなり困難なケースというのが増えてきております。

2番目として、地域の発達障害者支援体制の整備への協力ということで、地域支援マネージャーが3名配置されておまして、区市町村に出かけていきまして、その支援体制についてお話し合いをさせていただいたり、事例について検討させていただいたりとか、そういうような活動。

さらに、3番目として、東京都ペアレントメンター養成派遣事業です。これは家族支援としてお伺いさせていただいておまして、これも区市町村で家族支援の支援体制の整備ということを進めていくというのですか、その一環としてペアレントメンター養成派遣事業を行っております。

そういった私どもの業務を通して、この計画との関連で申し上げたいことが3点ございます。

今の若ナビさんのほうとも重なり合うところがあるんですけれども、やはりご本人、例えば青年の場合ですと、学校を卒業して就職をします。発達障害の方の場合、うまくいかなくて離職を繰り返していくというのがあるんですね。ついに、疲れしまってひきこもりになってしまうとか、区市町村さんを回っていても、やはり区市町村が困っているのは、なかなか所属ができない人たち、就職してもうまくいかない人たちですよね。この方たちに対しての居場所というのですかね、ありのままでいいんだよというその居場所、相談できるというところも兼ねますけど、そこが非常に重要。さらに、居場所というところでは、やはり年齢も不登校などになった場合、選択肢という観点での居場所ということが必要じゃないかという

ふうに思っております。

次に、2番目として、先ほどからお話が出ている連携なんですけれども、連携も横の連携と縦の連携があると思うんです。縦の連携でもライフステージが変わるところでの連携です。形としてはあるんですけれども、なかなかうまくいっていないというところで、福祉のほう、例えば18歳まで想定すると、福祉のほうでは児童発達支援センターで18歳までの相談体制をつくるとなっているんですけれども、これは区市町村ではなかなか格差があるんです。18歳までの相談支援の仕組みをつくっているところもあれば、つくっていないところもある。

やはりその縦というところを考えていくと、子供の場合ですと教育が中心になるんですけれども、小学校、中学校、高校といきます。そこがきちっとライフサイクルを通して相談を次のところにつなげていくという意味でも、教育だけではなくて福祉というところでのカバーということも必要になってくると思うので、そういうライフサイクルを通しての連携ということ。さらに学校教育から社会に出ていくというところなんです。その連携ということも非常に重要になってくるのではないかというふうに思っております。計画の中で、その辺のことを意識したものが出てくるといいなというところと。

あとは、このアセスメントという問題がありまして、これがなかなか計画というところは難しいとは思いますが、やはりアセスメントをして、その一人一人の発達障害というところの方に対して、どういう支援、どういう教育、教育指導ですとか、あとどういふふうな接し方をしていったらいいのかとか、そういうことも含めて、診断というところがございまして、アセスメントというところが非常に重要だと思っております、その辺を計画に入れていくというのは、なかなか難しいというものはあるとは思いますが、その辺のことがあるかなと思っております。

簡単ですけれども、私からは以上です。

- 小菅若年支援担当部長（会長） ご意見、どうもありがとうございます。困難を抱えるご本人さんに着目した支援のあり方ですとかライフサイクルを通しての切れ目ない支援に向けた連携など、ご意見をいただいたところでございます。

それでは、ほかにご意見等おありの方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、特定非営利活動法人青少年自立援助センター河野理事長、お願いいたします。

- 特定非営利活動法人青少年自立援助センター 河野理事長 河野です。よろしくお願いたします。

私どもの団体は、福生のほうでもう 40 年ほどひきこもりを中心とした若者支援を実施しております。都の事業のほうでは、今ひきこもりサポートネットのほうを受託しつつ、若者社会参加応援事業の登録団体でもあります。

今回、子供・若者の部分で、従来であるとひきこもりの支援は、この若者支援の中で語られてきて、ただ、昨年川崎の事件であったりとかそういったものでひきこもりの問題が着目されて、しかも 8050 というような言葉に象徴されるような長期化高年齢化の問題がかなり浮かび上がってきて、実際、今年度からはひきこもりサポートネットのほうも青少年課さんのほうから福祉保健局のほうへ移管されまして、対象年齢というのが 35 歳というところが、それよりも上の相談を受けられるというような形になってきました。

その流れを受けて、区市町村さんのひきこもりとかの支援策というのも、少しずつ何となく福祉のほうへ寄って年齢を外していくというような流れが、今ちょっとそういう動きがあるという、若干そこは今、僕らとすると心配なところで、ひきこもり自体の支援というのはかなり幅が広い課題で、年齢の幅も広がってしまおうと対応の仕方、支援のありよう、そういったものも大分変わってくると思います。

一つの支援策で何でも対応できるわけではないので、やっぱり十代、二十代あたりの支援のありようと、三十代後半から四十代も違うと思いますし、五十代でも大分違ってくるといふふうに思っております。

生活困窮のほうの法律ができて、総合相談窓口ができて、そこにひきこもりという文言が入ってしまったので、比較的どこも困窮の窓口のほうがひきこもりの一時的な窓口になるというようなそういう流れになっていて、ただ、困窮の窓口は本当にさまざまな相談が舞い込む場所になってきて、それぞれの市町村さんなんかもマンパワーの限界があるというのが実際かなというふうに思っています。そこにひきこもりとか割と対応の仕方にも幅があって、しかもご本人が出てこられないようなアウトリーチとかも必要な部分になってくると、適切なアセスメントができたりとか、ここは介入ができるのかということ、若干そこは心配があるかなと。

一番心配なのは、そこに全部相談の窓口が集中してしまっていて、支援の濃度が薄くなっていくってしまうというような状況になるのが、今非常に心配しているところで、そこでしっかりと見立てが立たないままにいくと、本来、福祉とか医療につながらなくてもいいような方々がそちらの方向へ流れていってしまう。結果的に、医療とか福祉のコストもふえていっ

てしまうような、そういうことにもつながってくるかなというふうに思っています。

一概に年齢だけでは言えないんですけれども、タイプ別であったりとか、就労経験があるのかなのか、そういったところもしっかり見越した上で、支援策をとというのは考えていく必要がある。

また、今、横の連携と縦の連携というような話がありましたけれども、やっぱり医療、教育、労働は本当に幅広いので、そこをしっかりと横ぐしを刺して対応していかれるような、そういう流れになっていく必要があるかなというふうに思っています。

最終的に、ひきこもりの問題というのは、どこか思春期のことが絡んでいるので、今ちょうど 8050 とか高年齢の部分が着目されていますけれども、これからも割と早期に対応していかないと、その高年齢の部分というのは増えてきてしまうので、やはり子供・若者のこの支援の中でしっかり長期化しないような政策、そういったものはこだわって考えていく必要があるかなというふうに思っております。

あともう 1 点、別の問題ですけれど、海外にルーツのある子供たちの支援は、割と前回の子供・若者計画の中ではさらっと書かれしまっているようなところがあって、入管法も変わって、今はいろいろな小中学校も含めて全く日本語とか日本の文化をわからないまま入ってきているような子供たちが多く流入しているような状況になって、ご本人たちもそうですし、学校の先生たちも対応に苦慮しているようなところがあるので、もうちょっとこの辺は厚目に支援策がつけられるような形で入れ込んでいただくとありがたいかなというふうに思っております。

以上です。

○小菅若年支援担当部長（会長） どうもありがとうございます。

横ぐしを刺した支援ですとか、8050 問題が着目される中での支援のあり方ですとか、海外ルーツの子供の支援ですとか、そういった観点からお話をいただきました。

それでは、自立支援で、例えば雇用という観点も重要であるというふうに思いますけれども、そういったこと、それ以外でも結構でございますので、何かご意見のおありの方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、東京労働局、小林部長、よろしく願いいたします。

○厚生労働省東京労働局 小林職業安定部長 東京労働局職業安定部長の小林でございます。

いつも皆様方にお世話になっております。よろしく願いいたします。

先ほど事務局から少しお話がありましたように、ハローワークで取り組んでいる状況も先ほど記載されてありますが、私からは、若年者の就職状況や就職支援について何点かお話をさせていただきます。

まず、全体の話として、雇用情勢でございますが、依然として有効求人倍率が2倍を超えて推移するなど、改善が進んでいるというところがございますが、一方では労働力不足による人手不足感、これがより一層強まってきているということもございまして、雇用は順調としながらもマッチングの充実強化を深めていかなければならないこと、またそもそも働き手がないということもありますので、これを増やしていくということで、若者を初め女性、高齢者、障害者、外国人など、こうした多様な人材を活躍できるように支援していかなければならないこと。さらには、そこには人材開発も必要だなどと、雇用に関する課題というのは実は増してきているという状況にあるかと思えます。

その中で、若者の状況でございますが、まず新卒者の状況で言いますと、今年3月に卒業される都内高校生の就職の内定率でございますが、昨年の11月末現在で見ますと78.2%ということで、非常に高い数値となっております。好調の要因というのは、人手不足ということもありまして、これまで高校生の採用をしてこなかった企業からも求人が多く出てきているということで、実に高校生の求人倍率が8倍を超え、過去最高ということになっておりまして、超売り手市場、これが一つの要因かなというふうに考えております。

こうした中でも、私ども卒業までに未内定、未就職にならないように、高校生に対する支援につきましては、都内ハローワークに専門の学卒ジョブサポーターを配置いたしまして、学校の進路指導担当者と連携を図りながら、生徒の職業意識の形成を初め求人情報の提供、面接対策、それから事業所見学の同行など、きめ細かな就職支援等、取り組んでいるところでございます。

また、大学生等々に対する支援につきましては、厚生労働省が発表しました10月1日現在の内定状況によりますと、全国の大学の就職内定率は76.8%と、こちらも非常に高い数値になっております。高校生同様に就職未内定にならないようにということで、私どもといたしましては、新宿区と八王子市の2カ所に新卒応援ハローワークという専門施設を設置いたしまして、施設内に専門の学卒ジョブサポーターを配置して、大学と連携をしております。都内約150キャンパスと連携をしているところでございますが、そのうちの約半分は大学内に相談窓口を設置して、きめ細かな相談をしているところでございます。

それから、あわせて企業説明会や就職面接の開催ということで、企業支援にも積極的に取り組んでいる状況でございます。

それから、若年者でございますけれども、とりわけ34歳以下の方たちの状況ですが、雇用情勢の改善もあって、求職者そもそもが減少しております。昨年11月末で見ますと、全体で3.8%の減少ということになっておりますけれども、34歳以下で見ますと5.9%ということで、若年者の減少幅のほうが大きいという状況にあります。

こうした中、若年者の支援につきましては、都内3カ所の若者ハローワークを中心に、フリーター等の正社員雇用化に向けて、個別担当制によるきめ細かな職業相談、職業紹介、各種セミナー、グループワークなどを開催して、就職支援に取り組んでいるところでありますが、特に若者と申しますか、若年求職者の特徴というのは、ハローワークに一度来所しても、なかなか次につながらない、継続支援にならないというところがなかなか難点でございます。そういう点で個別担当制の支援というのが効果を発揮しているところでございます。

さらに、これからの重点といたしましては、これは若年対策ということになるかどうかということですが、就職氷河期世代に対する支援ということになるわけでございます。昨年6月に閣議決定された骨太の方針等々に基づいて、厚生労働省でも令和2年度から3年間の集中的な支援に取り組むということで今準備が進められておりますけれども、東京局におきましては、就職氷河期世代への支援というのは、待ったなしの課題ということもございまして、また人手不足ということもあって、企業の中には就職氷河期世代を積極的に採用したいというような意欲の高まりも見られるということもありましたので、昨年11月18日からハローワーク池袋と立川の2カ所に、ミドル世代チャレンジコーナーという専門の就職氷河期世代支援窓口を設置いたしまして、先行的にこうした方々の支援を始めたところでございます。

開設からの状況を見ますと、非正規雇用の就業経験が長い方で、今までハローワークを利用してこなかった方が相談窓口に来所しているというケースも多くあるようですが、一方では、息子や娘がひきこもっているんだけど、どんな支援があるのかなど、親御さんからの相談も実は少なくないというような状況になっております。

こうした方々の支援につきましては、なかなかハローワークだけでは難しいという状況もありますので、今後は、都道府県単位で地域レベルのプラットフォームを構築して、それぞれに関係機関が連携して取り組んでいくというスキームづくりに取り組むというようなこと

を聞いておりますので、今後、厚生労働省等々から指示がありましたら、また東京都さんを初め一体となって取り組んでいくようなことになろうかというふうに思っております。

そのほか、このコーナーにつきましては、来年度は4カ所増やして6カ所で進めていこうというふうに思っております。したがって、こうした氷河期世代の方々の年齢層というのが35から54歳以下を対象にしてハローワークが支援をするということになりましたので、これまで若者ハローワークでは45歳未満の方々を若者支援としていたんですけれども、若者は34歳以下ということで切り分けて、それぞれで課題のある方がいれば、それぞれのコーナーで担当していくというような形で取り組んでいくということにしております。

いろいろと、課題のある求職者が多くなってきている状況でございますので、先ほどから出ているような形で関係機関と連携をする、そして取り組んでいくということでない、なかなか課題解決しないなというふうに思っておりますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

○小菅若年支援担当部長（会長） どうもありがとうございました。

若者就職支援ですとか就職氷河期世代への対応ということで、直近の国における具体的な取組について、貴重なご発言をいただけたと思っております。

ほかにご意見はいかがでございましょうか。

それでは、NPO法人日本子どもソーシャルワーク協会の寺出理事長、お願いいたします。

○特定非営利活動法人日本子どもソーシャルワーク協会 寺出理事長 ひきこもりの相談とか発達障害の相談はたくさんいただくんですけれども、若ナビαからもご相談をいただいたり、さまざま対応をしている中で、一つは、義務教育までは不登校やひきこもりに対して、親に対して本人に対しても支援というのが結構充実していて、それから東京都では18歳以降の支援については力を入れていると思うんですが、その間の高校生レベルのひきこもりに関してはどこも結構手薄で、ある自治体から、今度の4月から高校生年齢のひきこもりに対して、その本人ではなくて親支援、保護者支援というところで今検討をしていて、具体的な支援のご相談を受けています。

やはり、ひきこもりが始まっているときに、本人というよりは保護者支援については、高校生レベルの年齢から開始・充実させていくことが大事なのではないかと思っております。

それから、さまざまな発達障害や、ひきこもりのご相談を受けていて、十代までは児童精神科医がずっとかかわり続けて対応しているんですけれども、今度は成人になりますと児童

精神科医ではない病院やクリニックでというので、そこの橋渡しが非常に今難しく、児童精神科医は二十歳まではとか、18歳以降新規は受けないという形になっており、今度は大人の発達障害の方が医療につながりたいという、その窓口が本当に狭くて何カ月待ってもなかなか医療につながれないという状況があって、発達障害関係の福祉の対応というのは窓口がないわけではないんですけれども、医療につながる部分というのがとても厳しい状況であり、今後はどういうふうに対応していくのかが、大きな課題ではないかと思っております。

○小菅若年支援担当部長（会長） ご発言、どうもありがとうございました。

そのほかはいかがでしょうか。

それでは、公益財団法人東京しごと財団事務局長の代理の上野課長、よろしく願いいたします。

○公益財団法人東京しごと財団 上野正規雇用対策担当課長 私は、東京しごと財団の上野と申します。本日、事務局長の岩井が所用のため、代理での出席でございます。

私どもの東京しごとセンターでは、全年齢を対象に就業支援を行っております。特に若者への支援においては、ハローワークのU-35さんが同じフロアに入っておりますので、連携をとらせていただいておりますのと、サポステさんとか若ナビαさんとも連携をとらせていただいております。

本日は、支援の中でも若者の保護者向けセミナー、この中から見えてくる状況をお話させていただきます。

支援サービスの中で就業支援に踏み出さない若者に、ワークスタートという7週間のプログラムを実施しておりますが、保護者向けにも行っておりまして、皆様方のお手元にクリップどめで東京しごとセンターというチラシのものがあると思いますが、このクリップの一番最後のピンク色のチラシが保護者向けのセミナーでございます。

こちらの保護者向けのセミナーは、一步踏み出せない我が子をもつ保護者の方に向け年4回行っております。保護者のかかわり方や言動は子供に与える影響が大きいということで、子供のことで不安や心配を抱えている保護者からの問い合わせを受けることがありまして、保護者へのアプローチも重要であることから、平成27年度からこの事業を実施しております。

セミナーは、臨床心理士を講師として、統計などを基に、高校の中退者数やひきこもりなど困難な状況に置かれている若者の状況を説明するとともに、子供とのかかわり方に関するセルフチェックなども行っていただき、親自身の振る舞い方を振り返っていただきます。

また、我が子への接し方や言葉がけ一つで、子供が受ける感情がどのようなものかを味わっていただくためにロールプレイ、二人一組で親と子供役に分かれて傾聴などのロールプレイをしていただきますが、普段いかに子供のことを受けとめていないかということに、気づかされるという親御さんがとても多く、子供との向き合い方を考え直したいと、感想を述べられて帰っていらっしゃいます。

直近の会に参加していたある父親は、部下へ話す口調と同じ話し方をしていたと、子供に対してそういう話し方をしていたと気づき、愕然としましたということをおっしゃって帰っていらっしゃいました。

子供のためによかれとしたことが、実は子供の考えや気持ちを無視して押しつけやまた過保護、その反動でひきこもりとか家庭内暴力に発展した事例なども数多く聞きます。幼少期の親子関係がその後の人間形成にも大きく影響するため、若者への支援だけではなくて、保護者に向けた支援、子供とのかかわり方や保護者の意識改革に対する支援も、本当に必要だと感じている次第です。

願わくば、子供の成長をもっと早い段階で、もしかしたらもう既に実施されているのかもしれないませんが、例えば小学校とか中学校などで、子供とのかかわり方をテーマとした保護者向けのセミナーとか、そのような保護者への支援とかもあればよいと強く感じております。

あと、先ほど来から出ておりました連携については全く同感でございまして、今、本当に相談が多岐にわたっておりまして、就労といっても、その背後に隠れているものがたくさんございます。一つの機関では実施しきれない、フォローしきれないものということも、このような子供・若者計画にたくさんの支援策が載っております。この支援策が本当に対象者とか、またそれを支援している担当者にきちんと行き届くような方策というものがもっと充実されればよいなということも、強く感じている次第です。

私からは以上です。

○小菅若年支援担当部長（会長） ご発言どうもありがとうございました。

そのほか、ご意見等はございますでしょうか。よろしゅうございますか。これまで出たご意見等に関連してということでも結構でございますので。

よろしいようでしたら、本日は貴重なご意見を頂戴いたしまして、どうもありがとうございました。本日いただきました意見は、計画改定の検討のなどに活かしてまいりたいと思っております。また、今後も皆様と連携・協力しながら、子供・若者支援施策の一層の充実に

取り組んでまいりたいと考えてございますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次第の4のほうに移らせていただきます。

国分寺市若者支援地域ネットワーク会議についてでございます。それでは、国分寺市子ども家庭部、岡田子ども若者計画課長、よろしくお願いいたします。

○国分寺市子ども家庭部 岡田子ども若者計画課長 皆さん、こんにちは。国分寺市の子ども家庭部子ども若者計画課長をしています岡田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。また、日ごろよりお世話になっております。この場をおかりして感謝申し上げます。

私たちの取組について、このような場でお話をすべきこと、内容ではないかもしれませんが。ただ、私たち国分寺市は、今人口が12万5,000人ほどのコンパクトなまちで、この若者支援についてどのようなことやっているのかということ、少しお話ができたかと考えてございます。

資料7、こちらのほうをご覧くださいと思います。

こちらの1の協議会設置の目的のところにも書かれていますけれども、私どもは平成29年11月に、東京都さんの補助金を活用して、これから担当からも少しお話をさせていただきますネットワーク会議を立ち上げたということになります。29年11月ということですから、まだそんなに経験もわずかであります。日ごろからどのようにしたらというようなことで、手探りの状態で今やっているというようなことになります。

こちらは隣のまちの立川市さんがやっていることも教わりながら、今でも立川市さんと連携もしながらやっています。また、NPO法人の育て上げネットさんのご協力もいただいて、業務の一部委託をさせていただいてということで、やっているところです。

今までも皆さんのお話がありましたように、連携、連携というようなことは大切だと私も思っていますが、私も去年の4月からこの仕事をしているんですけれども、それが国分寺市の中で、もしかしたらその連携という言葉、きれいな言葉なんですけれども、たらい回しになっていないのかというようなことを気をつけながら、今業務をやっているところです。

この資料に基づいて、若干担当の係長からお話をさせていただきたいと存じます。

○国分寺市子ども家庭部 山川子ども若者計画課若者支援担当係長 国分寺市若者支援担当係長、山川と申します。

ただいま、課長からお伝えさせていただきましたとおり、平成29年11月に立ち上げ、30年度、31年度、令和元年度とまたがって事業を進めてきた経緯がございます。

お渡しいたしております資料7の2枚目になりますけれども、こちらは協議会の構成のメンバーを皆さんにご紹介させていただきたいと思っております。ただ、こちらの協議会ですけれども、いろんな各自治体が行っている皆さんと同じように、非常に普通にやらせていただいているものになっています。

立ち上げ時の平成29年度は、19人の構成メンバーでございました。調整機関である育上げネットさんにご教示いただきながら、着実に育成支援推進法に基づいた分野でやっていくということ、それから国分寺市の地域の中で自ら地域リソースを増やしていくということで、ゆっくり歩き始めたというふうな経緯がございます。

立ち上げ時はまだ相談の内容が具体化していなかったのですが、昨年度から相談が入ってくるようになりまして、構成員も少し増やしていきました。例えば、こちらの資料の中では、公民館の事業係長を実務者会議に入れてみたり、それから高齢福祉課のほうは包括的に支援を進めていたりひきこもりの長期化を意識して入っていただいたり、また今年度につきましては東京西法務少年支援センターから実務者として委員に入っていただくというようなことで、膨らましてまいりました。

本日、皆様にお伝えしたいと考えましたのは、こういった流れの中で、要保護児童対策地域協議会、こちらの要対協のほうから、子供・若者の協議会のほうへつながってきた。これも自然な形でつながってきた事例がございます。たった1件ですけれども、こういった支援のつなぎ目というところがあったというのが、皆さんへのご報告にと思っております。

そういった流れになった経緯といたしましては、この協議会の構成メンバーでございます子ども家庭支援センターの相談員の係長、そして私、若者支援の担当の係長が、どちらの協議会にもダブった形で存在しております。要対協のほうに出さしていただくときには、既に小学校の高学年から中学校に至るところで不登校等の状態が始まっている方が、こちらの子供・若者で引き続き支援のほうへつなげていけるようにということを意識した形で、出席しております。

子供・若者の協議会では、反対に子ども家庭支援センターのほうのそれまでその方の家族歴みたいなものを参考に伝えていただいて、この方をどんなふうに支援していったらいいか、うちの支援機関ではどんなリソースができるのか、こういうことを今後深めていける協議会へ進んでいけるようにということを意識して進めていきます。

現在、係長同士で、18歳になったらそちらねというような言い方をするのはやめようねと

というようなことを言っています。お互いがそれぞれその方に向かってどんなふうな支援ができるか、そういった同士であることを意識しながらいきましょうというようなことが、子供・若者の協議会の中では安心感として進んでいけるというふうに思っております。

以上でございます。

○小菅若年支援担当部長（会長） どうもありがとうございました。

今のご説明に対してご質問、ご意見等はございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

区市町村におきまして、支援機関さんの連携体制として子供・若者支援地域協議会、これを設置しているということは、支援を提供していく上でとても効果的なものであるというふうに思っております。

国分寺市さんの報告では、要対協から子供・若者地域支援協議会につながったというケースの実例ということで、切れ目のない支援、連携のあり方等についての好事例であったというふうに思っております。どうもありがとうございました。

それでは、次第の4の（2）児童虐待防止条例に基づく取組ということで、東京都児童虐待防止条例と東京の児童相談体制の強化ということで、福祉保健局谷田少子社会対策部長、よろしく願いいたします。

○東京都福祉保健局 谷田少子社会対策部長 それでは、ただいまご紹介いただきました少子社会対策部長の谷田でございます。

お手元の資料8になりますけれども、児童虐待防止条例と児童相談体制の強化について、私どもの取組について、簡単に資料に沿いましてご説明をさせていただきます。

ページをめくりまして2ページ目のところをご覧ください。こちらの棒グラフになりますけれども、虐待に関する相談対応状況でございますが、こちらは都内の11カ所の児童相談所が対応した虐待数でございます。平成30年度の最新件数は、一番右にありますように1万6,967件ということでございまして、こちら過去最多という形になってございます。毎年度この数字が塗りかえられているような形ですが、特に平成25年度から急増しているといったような状況ですが、こちらは平成12年度に児童虐待防止法が施行されまして、都民の通告義務が浸透してきたというものもございまして、またこの間、重篤な児童虐待死亡事件というのもしろんなところで数々発生しておりまして、そうしたたびに通告数が増加するといったような傾向も見られているところでございます。

このページの中段の経路別対応状況のほうをご覧くださいますと、警察等からの通告が増

加してありまして、平成 30 年度につきましては 28 年度の 1.5 倍、それから下のほうの虐待内容別相談対応状況というところを見ていただきますと、こちらは心理的な虐待が 28 年度の約 1.5 倍ということになってございます。

この近年の心理的虐待の増というのは、子供の前での DV ですとか夫婦げんかを目撃しているケースでございまして、DV や夫婦げんかによる心理的虐待が、警察からの通告によって児童相談所に入ってきているというような状況がございまして。

こうした状況の中、皆さんも記憶にまだ新しいかもしれませんが、一昨年 3 月に都内で他県から転居してきた 5 歳女児が、養父と実母から虐待を受けて死亡するといったような重大な事案が発生いたしました。こちらの案件につきましては、児童福祉審議会の死亡事例検証部会というところで、自治体をまたがる児童相談所間の引き継ぎ時の認識の不足ですとか、あるいは転居後の児童相談所による 48 時間以内の安全確認が実施されていなかったこと、それから関係機関とのやはりこれも連携不足と、今回の会議でも連携というお話がありますけれども、こういったようなことについて課題があるというようなことの指摘をいただいております。この事案をきっかけに、東京都が実施している取組について、本日は中心にご説明をしたいと思います。

3 ページ目のほうをご覧くださいませでしょうか。こちらは、児童相談体制の強化に向けた取組ということで、昨年度と今年度の私どもの児童相談所の体制強化の状況でございまして。

こちらは、児童福祉司、心理司、そのほか専門課長、それから一時保護所の職員の増も図っていると、大幅な増を図ってきているというような状況でございまして、まだまだ今後とも進めていかなければいけない状況でございまして。

それから、その下のほうは、LINE 相談の実施ということで、こちらは SNS の利用が今は主となっているというような、こうした時代状況にも合わせまして、今年度の 8 月から本格実施に移したものでございまして。この中には、保護者や子供本人からの相談ももちろんございまして、ここの相談から児童相談所につないだといったような実績も幾つかございまして。

それから、4 ページ目をご覧くださいませと、こちらは警視庁さんとの情報共有範囲の拡大といったところございまして、こちらは一昨年の 10 月以前の、それまでの連携をしているその協定があったわけですがけれども、そちらの対象を広げまして、虐待に該当しないケースや児童相談所の助言指導で終了したケースを除いて、リスクが高いと考えられる全てのケースを共有するというふうにしたものでございまして。これによりまして、提供件数はこれま

での3倍以上といった形になってございます。

さらに、先ほどあった重大な事案で課題となっていた安全確認の未実施といったようなこともございましたので、私どもは今回この安全確認の行動指針を策定して、この中で必要な場合は躊躇せず法的手段を講じていくというところを、判断基準を明確化したといったものでございます。

それから、5ページ目を続いてご覧いただけますでしょうか。こちらのほうでは、5番目としまして、区市町村の子供家庭支援センターへの支援の充実ということで、児相そのものの強化だけではなくて、虐待防止をするため、重篤させないためのその策として、都民により身近な区市町村の子供家庭支援センターの強化ということで、例えば主任虐待ワーカーの配置ですとか、先ほどもありました要対協の強化、相談体制の強化への支援を行いますとともに、この6番目にございますけれども、私どもは妊娠相談ほっとラインをもっておりますので、こちらの取組の強化も図ってきたところでございます。

また、児童虐待を防止するためには、社会全体で取り組む必要があるということで、この7番目にありますけれども、私どもは昨年度からはこの都庁の中、全庁一丸となりまして、その取組を推進しようということで、たくさんの方々にもご協力をいただきまして、さまざまな普及啓発ですとか児童の調査の協力をいただいているところでございます。

その中の大きな動きとして、東京都児童の虐待の防止等に関する条例というのを、昨年度末に策定いたしまして、昨年4月1日から施行したものでございますので、こちらのほう、ポイントをご紹介したいと思います。

一つめくっていただきまして、6ページ目をごらんいただければというふうに思います。この資料の中で囲ってある部分に注目をしていただければというふうに思いますけれども、まずは、この条例は、子供は権利の主体として尊重され、意見の尊重、最善の利益を最優先するという考え方を社会全体で共有するものでございまして、国に先駆けて保護者の体罰等の禁止を条文に入れ込んだものでございます。

また、虐待通告の促進のために、通告が子供のためだけではなく保護者を支援するものということを発信いたしまして、そして、児童相談所から調査依頼があった場合には、民間の事業者も含む関係機関は法に基づく情報提供ができるということも、明確化したものでございます。

それから、7ページ目のところでは、実はこの条例の中では、第6条にその体罰によらな

い子育ての普及啓発について東京都の責務としても規定しているわけですが、私どもは、この体罰によらない子育ての普及啓発について、ここにも幾つか事例として載せてございますけれども、こちらは区市町村さんとも協力して、いろいろご意見もいただきまして、児相それから区市町村以外にも都営地下鉄、デジタルサイネージ、医療機関、さまざまなイベントなどでもこの動画ですとか、ポスター、ハンドブック等を活用していただくようにいろいろお願いをしてくれているところでございます。

条例を施行しまして、またこうした普及啓発を行って、まだ一部の声かもしれませんが、児童相談所ですとか区市町村等から、保護者の方々へご説明するに当たって、こうしたものが一つのツールといたしますか、説明しやすくなったといったような声も聞こえてございますし、少し調査協力がスムーズになったのではないかとといったような声もいただいているところでございます。

それから、ご紹介の最後になります8ページ目、最後のページでございますけれども、私どもは、こうした取組にとどまらずということではございますが、東京全体で児童相談体制をさらに強化しなければいけないということで、いろいろと虐待事案等も起こっているということもあるわけですが、またそれによっていろんな法改正もあるいはいろんな制度の構築もされているところではあるんですが、やはり、私どもはオール東京で子供を守るといったような視点から取り組んでいく必要があるだろうということで、昨年5月になりますけれども、東京都児童相談体制等検討会というものを立ち上げまして、全ての区市町村の方々に参加していただきまして、虐待対策に関する取組、それから区市町村との連携強化、子供と家庭を支援するための取組等について、検討を行っております。

具体的には、今は人事交流ですとか人材育成、それから保育施設の活用、情報共有策のあり方などについても具体的に検討しておりまして、早いものであれば、来年度から一緒にモデル事業を行うという方向で、今話し合いが進められているところでございます。

一昨年3月に発生いたしました死亡事例を風化させずに、これを教訓としまして、オール東京で子供の命を守って、その家庭を支援していくために、私どももまたさらに取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

本日お集まりのこの協議会の皆様にも、今後とも引き続きご理解、ご協力をいただきまして、一緒になって進めていければというふうに思っております。どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

○小菅若年支援担当部長（会長） どうもありがとうございました。

ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、次第5、各構成機関からの情報提供に移らせていただきたいと思います。

大変申し訳ございません。私の進行の手際が悪くて時間が大分押してきておりますので、説明はできるだけ簡潔にということでもよろしくお願いいたします。

まず、福祉保健局の谷田少子社会対策部長より、東京都子供・子育て支援総合計画改定の進捗状況について、ご説明をよろしくお願いいたします。

○東京都福祉保健局 谷田少子社会対策部長 資料9になります。東京都子供・子育て支援総合計画の改定についてでございます。

こちらは経緯のところにもありますけれども、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策推進法に基づきまして策定する計画で、福祉、保健、医療、雇用、教育などにわたる子供・子育て支援の総合計画となっております。妊娠期から18歳までを対象としております。

この計画の改定に当たりましては、当会議でもうお話になっております子供・若者計画のほか、福祉保健局、私どもの中で同時期に改定を予定している社会的養育推進計画ですとかひとり親家庭自立支援計画と整合性を図るとともに、昨年2月から、すみません、この資料の中で左上のところの丸の四つ目のところ、計8回にわたり審議とありますが、実は7回でございます。すみません。誤りでございます。7回にわたりまして、これまで委員の皆様のご審議をいただいていたところでございます。

委員の皆様からのご意見も踏まえまして、施策の方向性として、左下に3点挙げてございます。1点目は、保育サービスを提供する人材の確保・定着の支援。それから2点は、学童クラブの量的・質的拡充。3点目は、母子保健施策や地域の子供・子育て支援施策の推進。このような方向性で、今後この2期計画となりますが、こちらをまとめてまいります。

資料右側には、理念、目標等を記載しておりますが、こちらについては大きな考え方の変更はございません。後ほどお目通しいただければと思います。

私どもの今後の予定といたしましては、1月、今月末から30日間程度パブコメのほうを実施して、年度末の3月末には計画を公表したいというふうに思っております。

説明は以上でございます。

○小菅若年支援担当部長（会長） どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、産業労働局雇用就業部、萩原就業施策調整担当課長より、都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例の制定について、説明をお願いします。

○東京都産業労働局雇用就業部 萩原就業施策調整担当課長 それでは、ご説明をさせていただきます。

資料 10 になりますが、本条例でございますが、先月、昨年 12 月に制定し施行されたものでございます。

本条例は、さまざまな要因から、働く意欲がありながら仕事に就けていない人もいるという現状を踏まえて、希望する全ての都民が就労して、社会の担い手として活躍できることを目指して制定されたものでございます。

条例のポイントでございますが、簡潔にご説明させていただきますが、まず初めに、ソーシャルインクルージョンの考え方にに基づき、就労を希望する全ての都民を支援するといったところでございます。

ただ、ソーシャルインクルージョンはなかなか難しい言葉かと思いますが、これは社会的包摂というふうに言われておりまして、この条例の中では、都と都民・事業者などが、相互に理解を深め、社会の一員としてともに活動しながら支え合うという意味で、用いているところでございます。

次に、就労困難を抱える方が働く新たな枠組みといたしまして、ソーシャルファームの創設や活動を都が支援していくといったことを、この条例の中に盛り込ませていただいております。

ソーシャルファームというのは、なかなか皆さんもお聞きでないところかと思いますが、これは一般企業と同様の経済活動を行いながら、就労に困難を抱える方を相当数雇用して、ほかの従業員とともに働く社会的企業というふうに言われておりまして、実は海外のヨーロッパとか韓国では、多数存在しているものでございます。これを、今回都が支援を行って普及を目指していこうというふうに考えているものでございます。

最後に、今述べたソーシャルファーム以外にも、それに限らず、就労に困難を抱える方に、その配慮すべき事情等に応じながらきめ細かに支援を行うということを規定させていただ

ているところでございます。

ですので、本条例の制定を契機に、都民の就労を後押しするとともに、特に就労に困難を抱える方々に対する支援の充実に向けて取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

詳細は、この資料 10、これは広報ですみません。まだ条例はできたてというところで資料がなくて恐縮ですが、この広報のほうをごらんになっていただければというふうに思います。

説明は以上です。ありがとうございました。

○小菅若年支援担当部長（会長） どうもありがとうございます。

続きまして、都民安全推進本部の小宮山共生社会担当課長より、東京都再犯防止推進計画の策定について、説明をさせていただきます。

○小宮山共生社会担当課長 都民安全推進本部共生社会担当課長の小宮山と申します。東京都再犯防止推進計画の策定についてご説明申し上げます。

この計画は、誰もが安全で安心して暮らすことができるセーフシティの実現に向け、犯罪や非行の未然防止はもとより、その繰り返しをなくしていく再犯防止の取組を推進するための計画です。

本日は計画の概要資料を配付しております。資料 11 をご覧ください。まず、本計画の位置づけと経緯ですが、資料の 1 番に記載のとおりです。計画の策定に当たっては、一昨年度、検討会を設置いたしまして、保護司会連合会様を初めとした更生保護に携わる関係団体の方々などからご意見を頂戴しながら取りまとめをして、昨年 7 月に公表いたしました。

次に、基本的考え方ですが、本計画では、六つの重点課題ごとに具体的な取組を記載しております。それらの取組を、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰できるよう、民間支援機関等と連携して推進していくこととしています。

計画期間としては、2019 年度から 2023 年度までの 5 年間としております。

具体的な取組内容については、資料 4 番に記載のとおりです。六つの重点課題ごとに主な取組を記載しております。

子供・若者関連の施策については、裏面に重点課題 3、非行の防止・学校と連携した就学支援等との記載がありますけれども、こちらの項目の中で掲載をしております。

学校における非行防止のための教育の一例としては、中学校などで実演式講話を実施し、暴力団が若者を特殊詐欺の受け子などに加担させている実態や、その手口などを実演式講話

で教授することで、非行防止を図っております。

もう一つ、若ナビαの相談実施による自立支援とあります。若ナビαでは、非行・犯罪に関する専門の相談員も配置しております。相談者の話を丁寧に聞き取り的確なアセスメントを行っておりますので、若ナビαを通じた関係機関との連携により、非行少年や犯罪をした者の適切な支援につなげていきたいと考えています。

加えて、重点課題6、再犯防止のための連携体制の整備等では、再犯防止のための協議会を設置するとしておりまして、こちらでの連携によって、非行少年の社会的自立に向けた取組も含め、再犯防止推進計画を着実に推進してまいります。

A4横の資料は参考として、計画の構成を見やすくあらわしたものとなっております。後ほどご覧ください。

私からの説明は以上でございます。

○小菅若年支援担当部長（会長） どうもありがとうございました。続きまして、NPO 法人日本子どもソーシャルワーク協会、寺出理事長、よろしくお願いいたします。

○特定非営利活動法人日本子どもソーシャルワーク協会 寺出理事長 3年間法制審議会で少年法の18歳年齢引き下げに関して検討されていましたが、その審議会の内容が、今国会には上程されないという新聞記事が本日出ました。再犯防止という今お話がありましたけれども、少年事件の少年の中で約半数が18歳・19歳で事件を起こしています。その少年たちが再犯防止のために、今私も試験観察中の少年を見ておりますけれども、今まで家裁への全件送致主義や、少年院での矯正教育の結果、再犯が非常に抑えられているという実情があります。それを踏まえて、18歳、19歳の少年たちを少年法に基づいて今後も見たいけるようにということが、私の願いです。リーフレットとともに付けました資料に書きましたけれども、現在の脳神経科学の知見では情緒の安定等の成熟には25歳までかかるということがわかってきています。それを受けて、欧州では少年司法を25歳まで引き上げていこうという動きがあります。

そういう中で、日本は逆行する方向の動きにありますが、今回はそれが押しとどめられてきているようです。今後も少年事件の再犯が抑えられる方向、即ち、少年法の年令は維持する方向になることを望んでいます。

以上です。

○小菅若年支援担当部長（会長） どうもありがとうございました。

それでは、本日予定している内容はこれで全て終了いたしておりますけれども、全体を通して、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

本日は、各機関の皆様が、日ごろから子供・若者の悩みや困難を受けとめ支援されている中で感じられているさまざまなご意見、貴重なご報告をいただき、まことにありがとうございます。

悩みや困難を抱える子供・若者が、必要な支援につながり、地域の中で健やかに生き生きと暮らしていけるようにするためには各機関が重なり合いながら、漏れがないように支えていくことが大切でございます。

この協議会では、そうした環境づくりがより整っていくよう、引き続き相互の連携を深めてまいりたいと思いますし、皆様方には地域で支援を行っていらっしゃる関係機関などとの連携もお願いできればと考えているところでございます。

東京都といたしましても子供・若者育成支援施策の一層の推進を図ってまいりますので、今後ともご理解、ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これもちまして協議会を閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

午後 3 時 36 分閉会